

運輸安全マネジメントの取り組み（2025年度）

2025年4月
株式会社伊賀交通
代表取締役 長島 祥行

株式会社伊賀交通では、お客様に安全・安心・快適な輸送を確保するため、情報を公開し、代表取締役以下全従業員が一丸となって取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

代表取締役（社長）は、輸送の安全の確保が事業運営の根本であることを深く認識し、従業員への安全方針を都度確認できるよう安全カードを配布し携行させることで、安全への意識付け及び社内における輸送の安全の主導的な役割を果たします。

また、「安全方針」・「安全スローガン」を定め、輸送の安全の確保をより強固なものとするため、見やすい場所へ掲示するとともに、点呼執行の際には、運行管理者と乗務員双方が安全に関する方針を確認いたします。

安 全 方 針

当社では、お客様の安全輸送の向上・お客様へのおもてなし・地域への貢献と従業員及び家族の幸せを目指し、次の事項を実施いたします。

1. 関連法令を遵守し、お客様の安全輸送が最優先であるという意識を徹底します。
2. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極かつ効率的に行います。
3. 輸送に関する危機の予知能力を高め、必要な予防措置を講じます。
4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、必要な情報を伝達及び共有します。
5. 輸送の安全に関する教育及び研修を積極的行います。

（安全スローガン）

「見る・聞く・指差し確認と安全意識の積み重ね」

2. 輸送の安全に関する目標及び実績

(1) 2025年度輸送の安全に関する目標

- ・有責事故は前年度比の20%削減を目標に掲げます。
- ・人身事故については0件といたします。

※この目標を達成するために、下記の事項について特に重点的に実行します。

- ①一時停止で横断歩行者の安全を守る
- ②交差点では安全を確かめる
- ③バスの周囲を確認してから動かす習慣
- ④後退時/バックする前に目視の徹底
- ⑤成人病予防に努め、健康管理に注意し、精神共に健全な生活に心掛ける

(2) 2024年度輸送の安全に関する目標と達成状況

物損事故は7件となった。主な要因は左右後方の確認不足で、相手無し5件、相手有り1件、作業中が1件であった。安全回避方法については都度、当事者と意見交換を運行管理者が実施し、再発防止に努めることを確認した。

ゴールド免許の全員所持については未達成であった。

- ・物損事故7件　・増減　-4件であった。
- ・人身事故0件　前年比0件　(+1)
- ・今期の目標は　人身　0件　車庫内　0件　物損　30%減を目指します。

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する報告

0件　重大事故の発生はありません。

4. 安全管理規定

【別紙①】安全管理規定の通り

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

- ・無呼吸症候群スクリーニング検査
→健康管理の強化を行います。
- ・バス下回りの腐食等のチェックと補強修理。
→安全をより強固なものとするために、車両年数10年以上の車両を中心に、下回りの整備強化を行います。

6. 輸送の安全に関する予算実績額

2024年度実績　　605 千円

2025年度予算　　600 千円

7. 輸送の安全に関する情報の伝達体制

【別紙②】輸送の安全に関する伝達体制の通り

【別紙③】事故対策本部組織および職務分掌の通り

8. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

【別紙④】実施計画は輸送の安全に関する計画書

※主な取り組み

- ・安全マネジメントを確実に理解するための、社内研修会 3月
- ・全運転手への脳梗塞・心筋梗塞発症リスク予測検査(Kox-index)受診

9. 輸送の安全に係る内部監査の結果、それに基づき講じた措置及び講じようとする措置

- ・監査範囲は、安全運輸マネジメントに定めた内容・規定・手順が有効に機能しているか、適切に経営運営がなされているかどうかを確認。
- ・NASVA「内部監査チェックリスト」に基づき、2025年3月21日に運輸安全マネジメントの適合性に関する監査を行った結果、各項目の基準に適合し、安全管理に関する全般的な体制が構築されていた。

10. 安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者： 長島 祥行

11. 安全に関する実行点検項目と実施内容

①経営トップの責務

→現場巡視（週1回）

②安全方針

→安全管理体制の構築及び定着を徹底する。

自己点検日の制定（毎月、第2火曜日）に所属長から発信する。

③安全重点施策

→前年度の状況进行评估し、次年度の仮案を毎年12月の会議で承認する。

④安全統括管理者の責任

→代表取締役が安全統括管理者を兼務する都合、毎週の現場巡視にその責務を果たす。

⑤要員の責任・権限

→安全管理規定に明記のうえ、全従業員に周知し、都度閲覧ができるよう整備する。

⑥情報伝達及びコミュニケーションの確保

→現場上長よりボトムアップコミュニケーションの確保を実施する。

→事故が起きた際は、ドライブレコーダーから個々人が事故を分析し、回避方法などを自ら考える機会を設ける。

⑦事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集活用

→経営者・従業員によるヒヤリ・ハット情報交換会（年1回以上）を行い、その内容を掲示板へ掲載し、共有情報は点呼執行時に乗務員へ報告する。

⑧重大な事故への対応

→重大事故発生時の対応手順を定め、年1回以上全社での訓練を行う。

⑨関係法令の遵守の確保

→国土交通省の通達や業界団体からの情報を集め、掲示板等へ周知徹底する。

⑩安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等

→乗務員に限らず、全従業員に対して安全についての教育を実施する。

⑪内部監査

→年1回実施（毎年2月）を行い、監査報告は全従業員へ周知徹底を行い、経営トップ等がその重要性の再認識を行い、支援等の処置を速やかに講じる。

⑫マネジメントレビューと継続的改善

→明らかな課題だけでなく、将来起こりうる課題に対しても意見交換を講じる。

12月に社長との懇談会を実施

※①～⑫点検の結果において、問題が生じた場合は必要な改善策を実施する。

●点検結果による取り組みとして

【乗務員に対する安全の取り組み】

- ・健康な体作りを促進し、安全意識の啓発活動の強化
- ・毎月第2火曜日の乗務員会議においてヒヤリハット報告の提出を都度求める
- ・事故分析の一貫として、ハザードマップを作成に取り掛かる
- ・非常口の構造を理解するための、脱出訓練を実施
- ・伊賀市消防本部にて AED 講習を実施

【施設・車両等に関する改善】

- ・乗務員より担当車両の不具合等の一斉調査。（12月に実施）

【社内体制に関する改善】

- ・個々人の安全意識に問題はないか・会社側の安全管理に問題はないか、両側面からの視点より意見交換会を実施（9月）

以上